

# 個人事業者向け

## 所得税法・消費税法(軽減税率制度)の

### 説明会を開催します。

阿倍野区の個人事業者(高松・常盤地区)の皆さま!!!!!!

平成30年分以降に適用される**所得税の改正内容**や、平成31年10月から実施される、**消費税法の改正(軽減税率制度)**についての説明会を、次のとおり開催しますので、**是非ともご参加(無料)**ください。



日時：平成30年10月23日(火)

16時00分から17時00分(開場15時50分)

場所：阿倍野産業会館 3階会議室

大阪市阿倍野区三明町2丁目10番32号

定員：60名

\* 定員に達した場合には、ご入場を制限させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

対象地区：高松・常盤地区の方を対象としておりますが、その他の地区の方でもご参加いただけます。

(その他の地区についても、順次開催を予定しております。)

**税制が変わります!**



主催：阿倍野納税協会

(連絡先:06-6628-0366)

共催：阿倍野税務署

(連絡先:06-6628-0221 代)